

池田市地域包括支援センター業務委託仕様書

包括的支援事業委託契約にかかる業務の内容とその実施についての仕様は、「池田市地域支援事業における第1号介護予防支援事業並びに包括的支援事業の実施及び地域包括支援センター設置に関する要綱」に定めるもののほか、次に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務名称

池田市地域包括支援センター業務

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 開所日および開所時間について

- ①開所日は、月曜日から金曜日(但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12/29～1/3を除く)を基本とする。但し、母体法人の開所日がこれと異なる場合には、あらかじめ池田市(以下「市」という。)と協議を行った上で、別の開所日とすることができる。
- ②開所時間は、午前8時45分～午後5時15分とする。但し、母体法人の開所時間がこれと異なる場合には、あらかじめ市と協議を行った上で、別の開所時間とすることができる。
- ③高齢者虐待等の対応のため、24時間連絡がとれる体制を確保すること。

4. 業務内容について

(1) 総合相談支援事業にかかる業務(介護保険法第115条の4第2項第1号)

○業務内容

①地域におけるネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズの把握
- ・地域における関係機関等とのネットワークの構築
- ・地域住民への啓発活動
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築

②実態把握業務

③総合相談支援業務

○仕様

- ①要援護高齢者の発見や総合相談・支援につなげ、継続的な見守りが行えるよ

う、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図るとともに、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組むなど、高齢者を地域全体で支えるしくみづくり（地域包括ケア体制）を図る。

また、高齢者虐待防止への取組（高齢者虐待防止ネットワークの構築など）を行う。

②地域の様々な社会資源と連携して、高齢者の個別訪問や地域からの情報収集等により、高齢者の心身の状況等の把握を行う。

③高齢者、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行う。また、状況に応じてサービス利用に必要な手続き等の支援を行うものとする。

専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで個別支援計画を作成し、適切なサービスや制度へのつなぎと継続的なフォローを行う。

（２）権利擁護業務（介護保険法第115条の4第2項第2号等）

○業務内容

①成年後見制度の活用

②高齢者虐待の対応（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第6条、第7条、第9条に定める事務等）

③老人福祉施設等への措置への支援

④困難事例への対応

⑤消費者被害の防止

○仕様

①成年後見制度へのつなぎや、制度の周知・普及啓発への取組を行う。

②養護者による高齢者虐待の防止のための高齢者や養護者への相談、指導及び助言を行う。

高齢者虐待についての通報・届出の受付を行う。

通報・届出があった場合においてに、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずる。また、市とその対応について協議を行う。

③虐待を把握した場合には、速やかに状況確認を行い、適切な対応をとる。（措置入所が必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。）

④困難事例については、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

⑤消費者被害を未然に防ぐよう、関係機関と連携し、民生委員や介護支援専門員等と情報交換・情報提供を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業にかかる業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

○業務内容

- ①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- ②介護支援専門員に対する個別支援
- ③困難事例等への指導・助言
- ④地域におけるケアマネジャーのネットワーク形成

○仕様

- ①地域との関係機関や地域活動との連携・協力体制を構築し、ケアマネジャーと関係機関等の連携を支援する。
- ②地域のケアマネジャーへの個別相談、ケアプランの作成指導を行う。
地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、関係機関と連携して、事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を行う。
- ③困難事例に対応するための多職種・多機関との連携体制を確保し、困難事例の対応に適した機関等につなぐと共に、スーパービジョン(支持的・教育的支援)による介護支援専門員自身の援助の振り返りを支援する。
- ④ケアマネジャーの日常業務の円滑な実施を支援するため、地域のケアマネジャー相互の情報交換等の場を設定する。

上記に定めるもののほか、(1)から(3)の実施に当たり、厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」を参照し実施するものとする。

また、今後市が重層的支援体制整備事業を実施する場合、市と協議の上必要な業務の実施に努めていくものとする。

(4) 予防給付及び第1号事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）の適正な実施

地域包括支援センターは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、適正な事業の実施体制を確保し、担当地区内に住所を有する要支援認定者及び事業対象者の依頼を受けて介護予防ケアマネジメントを行うものとする。

また、次の啓発・周知及び相談・支援を行い、介護予防の推進に努めるものとする。

- ①要支援認定者及び事業対象者への適正な介護予防サービス及び第1号事業利用についての周知案内等
- ②介護予防ケアマネジメントの作成依頼を伴わない要支援認定者等への相談・助言・支援

なお、要支援認定者等についての情報は、利用者の同意の得られたものについて

て、介護予防の推進と利用者への支援の観点から、市から連絡するものとする。